

## 人間ドックの費用を一部助成します 《国民健康保険または後期高齢者医療に加入している方へ》

国民健康保険加入者および後期高齢者医療加入者の生活習慣病予防や疾病の早期発見のため、人間ドックを受診した方で、以下に該当する方の費用を一部助成します。

### ○対象者(次のいずれにも該当する方)

#### 国保加入者

- ・令和4年4月1日時点で本市国民健康保険に加入し、年度末までに40歳以上になる方
- ・前年度までの国民健康保険税を全額納付している世帯に属する方
- ・令和4年度の特定健診を受診していない方

#### 後期加入者

- ・市内に住所を有する後期高齢者医療に加入している方
- ・申請日において、納期限の到来している後期高齢者医療保険料を全額納付している方
- ・令和4年度の高齢者健診を受診していない方

### ○助成額 10,000円

### ○申請方法 ①まず、医療機関で人間ドックを受診してください。

②受診後、結果を持参のうえ、本庁医療保険課または各支所で交付申請をしてください。

### ○申請に必要なもの

- ・令和4年度に受診した人間ドック結果表
- ・保険証
- ・振込口座がわかるもの
- ・特定健診受診券または高齢者健診受診券
- ・領収書(後期加入者のみ)

【令和3年度から申請窓口が本庁または各支所となりましたのでご注意ください】

**申請・問 本庁 医療保険課国保G ☎52-1111 内線163**

## 家計調査へのご協力をお願いします

家計調査は、統計法で定められた統計調査です。家計簿などを記入していただくことによって、国民生活の実態を家計収支の面から明らかにするものです。

調査結果は、税金・年金・医療制度の改定や賃金の算定など、私たちの生活に関連する施策を検討する際の基礎資料として、国や地方公共団体などで幅広く活用されています。

秘密は厳守いたします。調査票の厳重な管理により、記入内容が外部に漏れることはありません。

調査対象として指定された地区内の各世帯へは、統計調査員が世帯の名簿の作成や調査票の記入の依頼のためにお伺いしますので、調査にご協力をお願いします。

**問 茨城県統計課物価家計G ☎029-301-2661**

## 農地パトロール(利用状況調査)を実施します

農業委員会では、6月から10月まで農地パトロール(利用状況調査)を行い、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用発生防止・早期発見に取り組みます。

農地パトロールの際には、農業委員、農地利用最適化推進委員が調査(道路からの目視により確認できない場合は、農地に立ち入ることがあります)に伺いますので、ご理解とご協力をお願いします。

**問 本庁 農業委員会事務局農地農政G ☎52-1111 内線212 FAX 52-2250**